

令和6年度

あまがさきの教育

尼崎市教育振興基本計画における教育施策(事業概要)

尼崎市教育委員会

もくじ

1	教育の基本方針	2
2	教育を通じて目指す人間像	3
3	教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割	3
4	計画の構成	4
5	具体的な取組	5
	(1) 就学前教育	5
	(2) 義務教育	7
	(3) 高等学校教育	11
	(4) 豊かな心の育成、いじめ防止	13
	(5) 不登校対策	14
	(6) 特別支援教育	16
	(7) 教育環境の整備	17
	(8) 教員の育成・勤務環境の整備	19
	(9) 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実	20
	(10) 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供	22
6	指定・登録文化財一覧	27
7	教育委員会の仕組みと仕事	28
8	市予算と教育費	29
9	市内学校の概要	29
	相談窓口等	30

1 教育の基本方針

これまで本市では、学力や生徒指導など教育における多くの課題に対して様々な取組を行ってきた結果、学力や学習環境の面で着実に改善が進んでいます。

しかしながら、私たちを取り巻く社会は急速に変化しており、グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新への対応、また身近な環境では、地域コミュニティの弱体化など、新たな課題も生じています。

これからの子どもたちは、このような新たな困難や課題に直面しながら、それを乗り越えて、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。

そのためには、一人ひとりが、社会の変化に受け身ではなく主体的かつ柔軟に他者と協働しながら対応していく力、知識や技能を活用して解決していく力、持続可能な新しい社会を創造する力を身に付けることが、今の教育に求められています。

「教育は未来への先行投資である」という認識を共有し、尼崎市教育振興基本計画に基づき、以下の3つの柱を基本に据えながら、教育行政を計画的に進めていきます。

1 「未来志向の教育」

これまでに蓄積された客観的なデータなどエビデンスを踏まえた学力や非認知能力の向上に向けた取組、学校現場のICT環境整備など、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

2 「個の尊厳や人権の尊重」

持続可能な未来社会の形成には、個の尊厳や人権が尊重されることが不可欠であり、多様性を受容し他人の気持ちが分かる児童生徒の育成、子どもの育ち支援センターにおける取組やインクルーシブ教育システムの展開など、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育に取り組みます。

3 「家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）」

子どもはその成長過程において、学校園のみならず、地域社会の中で育ち、また、社会福祉など様々な領域と関わります。教育委員会及び学校園は、「子どもの視点」に立ち、地域学校協働活動などを通じて、家庭・地域社会と連携をしながら、一体となった教育に取り組みます。

2 教育を通じて目指す人間像

目標や希望を持ち 生涯を意欲的に生き抜くことができる人

社会が急激に変化する中においても、心身ともに健康で、それぞれの年代に応じた目標や希望を持ち、その実現に向けて失敗してもそれを乗り越え、粘り強くチャレンジするなど、生涯を意欲的に生き抜くことができる人。

人の気持ちや立場を尊重し 互いに協働・協力できる人

一人ひとりの人間は、かけがえのない存在であり、その尊厳や人権を尊重し、一人ひとりの個性・能力を大切に、互いに協働・協力することができる人。

多様な他者と協働して 主体的に地域社会に関わる人

地域社会の構成員の一人として主体的に地域社会に関わり、学校園・家庭・地域社会など多様な他者との協働や多世代交流を通じて、地域への誇りや愛着を育むとともに、互いに支え合う社会を築くことができる人。

3 教育委員会、学校園、家庭・地域社会の役割

(1) 教育委員会の役割

教育委員会は、社会が期待する教育などを踏まえた基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、それらの教育・学習活動を支え、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

(2) 学校園の役割

学校園は、基本的な方針を踏まえ、校長のリーダーシップの下、社会が期待する教育を展開する主役として、教育委員会と連携し、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

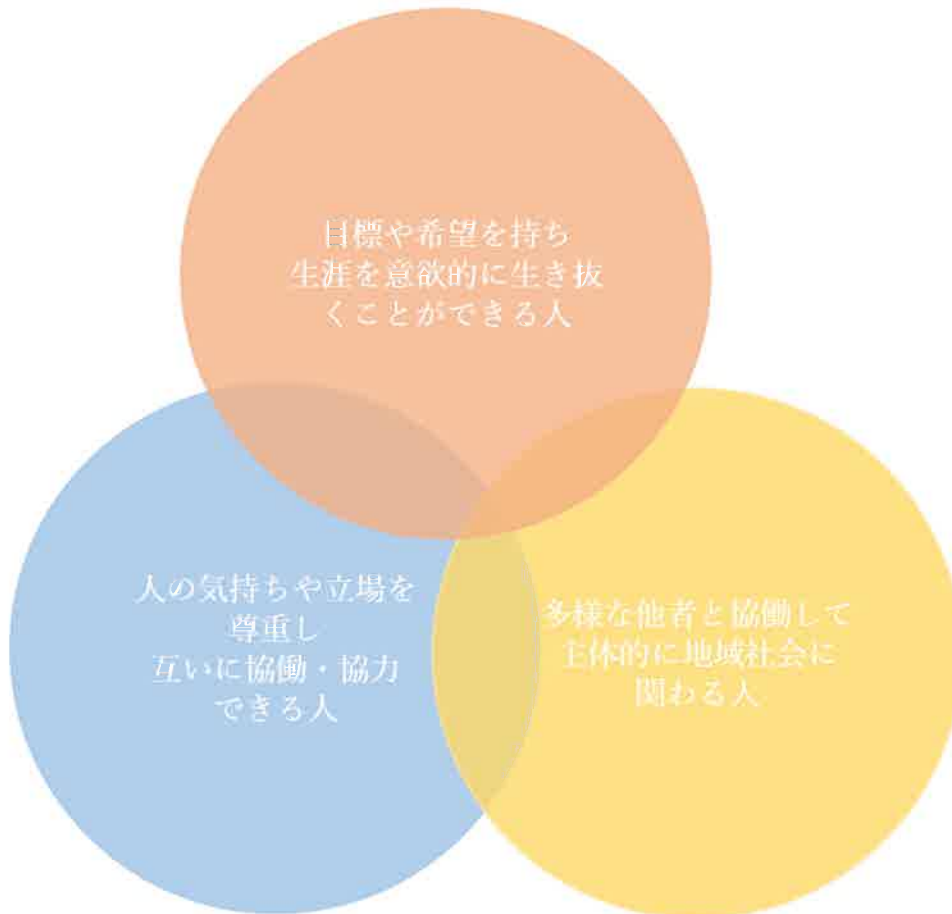
(3) 家庭・地域社会の役割

家庭・地域社会は、自らも生涯にわたって学び続け、また自らの学びを学校園や地域社会へと循環させることで地域社会の活性化に努めるとともに、教育・学習活動への積極的な参画により、学校園を含めた三者がそれぞれの教育力を発揮し、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

4 計画の構成

教育の基本方針

未来志向の教育
個の尊厳や人権の尊重
家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）



教育委員会

基本的な方針を定め、今後の目指す方向性を示すとともに、学校園・家庭・地域社会が一体となった教育・学習活動が促進されるよう努めます。

学校園

基本的な方針を踏まえ、校園長のリーダーシップの下、家庭・地域社会と一体となった教育活動に努めます。

家庭・地域社会

自らも生涯にわたって学び続け、地域社会の活性化に努めるとともに、地域ぐるみで子どもの育ちの支援に努めます。

5 具体的な取組

(1) 就学前教育

— 後伸びする力や生きる力の基礎などを育成 —

- ・ 幼児期に求められる5領域に係る教育の一層の充実による後伸びする力や生きる力の基礎の育成
- ・ 就学前教育を取り巻く状況を踏まえ、保育所や認定こども園なども含めた就学前教育のあり方の検討、公立施設の役割の整理の実施

令和6年度の重点取組

- ・ 就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、
更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割の再整理や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、令和7年度より実施する「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づいた計画や取組を推進します



幼稚園教育振興事業（就学前教育課）

「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げる6つの柱をさらに推進するため、幼保小接続カリキュラム実践校園所の設置や幼保小の交流連携を行い、その知見を市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校に発信すること等により、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進するほか、「特別支援教育専門相談員」が巡回相談を行い、教員や保護者に園児一人ひとりの発達に関する助言などを行います。また、地域の未就園児を対象とした体験保育の定期的な実施を行い、子育て支援の充実を図ります。



すこやか子育て支援事業（就学前教育課）

地域に開かれた園づくりを推進するために、子育て支援事業として、地域の親子が参加できる園行事や子育て相談等を実施します。



すこやか子育て支援事業の様子

市立幼稚園一時預かり事業（就学前教育課）

子どものより良い育ちを実現するための支援方策の一つとして、保護者の希望に応じ、教育課程に係る教育時間終了後から午後4時30分までの間や長期休業日において、在園児を対象に一時預かり保育を実施します。



一時預かり保育の様子

(2) 義務教育

—確かな学力の保証・自己肯定感の醸成—

- ・全国学力・学習状況調査、あまっ子ステップ・アップ調査、尼崎市学びと育ち研究所の研究の結果などを踏まえ指導力の向上を図り、確かな学力を保証
- ・全国平均や他者との比較だけでなく、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、自己肯定感を醸成

令和6年度の重点取組

- ・市立小学校の児童が、校外学習で尼崎城と歴史博物館を見学し、尼崎市の歴史を学ぶことで、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛情を育みます
- ・市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し、電子図書館のIDを学校単位で付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動や家庭での読書活動を推進します
- ・市立中学校の生徒が、将来に渡ってスポーツ、文化・芸術活動に親しむ機会を確保するために進めている、「地域クラブ活動」の取組について、令和6年度は、中学校のモデル校において、対象部活動数の拡充などを行い、一層の推進を図ります

あまっ子ステップ・アップ調査事業（学校教育課）

教育委員会と学校が児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、教育活動に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、小学1年生～中学2年生を対象に、学力調査と生活実態調査を実施します。

また、科学的根拠に基づく先進的な研究を行う「尼崎市学びと育ち研究所」の中長期的な視点に立つ研究にも役立てます。

小学校体験活動事業（学校教育課）

人間形成の基礎が培われる時期に自然に対する畏敬の念や、命の大切さ、命の営み、命の繋がりなどを実感させるとともに、美しさに感動する豊かな心を育むため、自然とふれあう体験型学習を小学校3年生において実施します（環境体験学習）。また、学習の場を教室から自然へ移し、人や自然とのふれあいを通じ心身ともに調和のとれた健全な児童を育成するため、宿泊学習を小学校5年生において実施します（自然学校）。



自然学校の様子

キャリア教育推進事業（学校教育課）

生徒が、将来、社会的・職業的に自立し、社会とのつながりや社会における自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力や、多様な考えや立場を理解し、他者と協力・協働して社会参画する姿勢を育成するため、中学校における進路指導体制の強化を図るとともに、早い段階から将来についての意識付けを行い、生徒や保護者へのきめ細かな進路指導や情報提供を充実させます。

トライやる・ウィーク推進事業（学校教育課）



職場体験の様子

全市立中学校・特別支援学校中学部の2年生が職場体験、福祉体験、ボランティア活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めたりするなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけ、自立心を高めるように支援します。また、本事業の取組を通じて学校・家庭・地域社会の連携を深め、社会全体で子どもたちの人間形成や社会的目的を図る機会として取り組み、子どもたちを中心とした地域コミュニティの構築をめざします。

授業力向上支援事業（学校教育課）

これからの時代を生きる子どもたちに、基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力や判断力を養うため、全ての学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業力向上の取組を行います。

学力定着支援事業（学校教育課）

課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」を育むためには、下支えとなる基礎的・基本的な「知識及び技能」を確実に習得させることが重要となり、学習を積み重ねる時のつまずきが広がらないよう、児童生徒一人ひとりの学力と学習状況を分析し、学習支援員の配置やICT教材（学習支援ドリル）の活用等、よりきめ細かな個別指導・支援等による学習意欲の向上と基礎学力の定着を目指すことで、さらなる学力向上を図ります。

英語教育推進事業（学校教育課）

ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導の工夫を行うことにより、児童生徒の異文化に対する関心を高め、積極的にコミュニケーションをとろうとする資質・能力の育成と、実践的なコミュニケーション能力の伸長を図ります。

英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業（学校教育課）

教育振興基金を活用し、子どもの英語力の向上と自ら学習する意欲を高めるために「英検チャレンジ事業」として、全市立中学校・高等学校を準会場とした英語検定試験を実施し、検定料の一部を補助します。



英検チャレンジ事業の様子

読書力向上事業（学校教育課、中央図書館）

全市立小中学校に図書館司書や司書教諭の資格を有する者などを配置（小学校週5日、中学校週2日）するとともに、全中学校に地域ボランティアを配置し、児童生徒の読書への興味を高め、読書習慣を育成し、学力向上につながります。また、市立小学校及び特別支援学校の児童・生徒に対し、電子図書館のIDを学校単位で付与し、各学校におけるタブレットを活用した学習活動（朝読書や調べ学習など）や家庭での読書活動を推進します。

社会力育成事業（学校教育課）

規範意識やコミュニケーション力の低下など多くの課題がある中で、中学生による集団活動や自治活動を通じて、人間関係作りも含めた社会力の育成を推進します。



中学校生徒会研修の様子

育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業（学校教育課）

教育振興基金を活用し、小・中・高等学校の児童生徒による多彩な音楽活動を通して子ども達を育み、大人も育ち、市民が愛着と誇りの持てる未来につなぐまちづくりを推進していきます。そのため、市立小・中学校による音楽会の実施や中・高等学校吹奏楽部による演奏会の会場費の補助をします。

体力向上事業（保健体育課）



小学校の体育授業の様子

児童生徒の体力・運動能力の実態を的確に掴むため、全小中学校での体力テストを実施するとともに、小学校へは授業・体力テスト補助員を派遣し、児童や教員に指導を行うことで、体力・運動能力の向上を図ります。

地域クラブ活動推進事業（スポーツ推進課）

国が推進する部活動の地域連携に向け、中学校のモデル校において、地域のスポーツ団体等によって休日の活動を行い、地域クラブ活動の振興とスポーツの推進を図ります。

尼崎歴史探検（AMATAN）事業（学校教育課）

市立小学校の児童が、校外学習で尼崎城と歴史博物館を見学し、尼崎市の歴史を学ぶことで、自分たちの住む町である尼崎への誇りと愛情を育みます。

(3) 高等学校教育

―市立3校の特色化・これからの社会で求められる力の育成―

- ・市立高等学校3校それぞれの特色、普通科、体育科、ものづくり機械科、電気情報科、商業学科それぞれの特徴を踏まえた、高等学校教育の一層の充実
- ・これからの社会において共通して求められる、自ら考え、判断し、表現する力の育成

令和6年度の重点取組

- ・国際総合類型で尼崎高等学校に入学した1年生及び2年生（令和6年度から2年生も対象としました。）に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的とした教育プログラムを実施します

各高等学校特色づくり推進事業（高校教育課）

・尼崎高等学校

学力向上や進学率向上に向けた学習指導を行います。また、体育科専門科目において、①スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、②様々なスポーツの特性を学ぶ、③スポーツを科学的視点で学ぶ、④スポーツの理論と実践を融合する、の4つの視点を踏まえ、連携協定を締結している大阪体育大学による特別授業や様々な測定機器の活用等を通じて課題解決型学習を展開するとともに、地域住民へのスポーツ指導や交流等を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。さらに、国際総合類型で尼崎高等学校に入学した生徒に対して、グローバル社会で活躍するために必要な語学力（英語）の向上や資質・能力の育成を目的とした教育プログラムを実施します。



国際総合類型における英語の教育プログラムの様子

・尼崎双星高等学校

生徒の個性を活かした特色と魅力ある学校づくりを推進するため、音楽類型における専門の講師を招いた技術指導や、専門学科における各種技能検定試験に向けた実践的な指導等を行うことで専門性を高めます。また、模擬人工衛星（缶サット）の製作・研究過程における、科学、技術、工学等の分野での主体的で創造的な学びを通して、現代社会で必要とされる問題解決のためのクリエイティブな発想やチームワーク等を体験的に育成するとともに、そのノウハウを活かした小中学校との連携事業を実施し、地域に開かれた学校づくりを推進します。



缶サット打ち上げの様子

・琴ノ浦高等学校

自立支援事業として、ジョブサポートティーチャーを配置し、企業訪問等の活動を行うことで求人開拓を行い、生徒の進路実現を図るとともに、基礎的な学力が十分身につけていない生徒に対して補習を実施し、基礎学力の定着を図るほか、発達障害や心の不安を抱えた生徒・保護者をサポートするためのカウンセラーの派遣や特別な支援を要する生徒に対する通級指導を実施し、学習、生活上の困難の克服または改善を目指します。技術力向上事業として、工業系の生徒・教員に対して外部講師による技術指導を実施し、工業教育の充実を図ります。地域貢献事業として、地域清掃や募金活動等を通じて地域の人々との交流や地域の活性化を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業（高校教育課）

教育振興基金を活用しながら、英語の運用能力と国際的なコミュニケーション能力を実践的に高め、異文化理解を深めるための海外等語学研修を実施します。研修内容はオーストラリアでホームステイ宿泊を行うほか、現地の学校や語学学校で学習します。令和5年度の研修先はメルボルンで、9人の生徒が参加しました。



海外語学研修の様子

尼崎市立高等学校スクール・ミッション（高校教育課）

尼崎市立高等学校スクール・ミッションを策定し、各校の存在意義、社会的役割、目指すべき学校像を再定義し、意義付けを行っています。また、各校では当該ミッションを基にグラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成および実施に関する方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れに関する方針）の3つの方針を策定し、公表しています。



(4) 豊かな心の育成、いじめ防止

—他人の気持ちが分かる児童生徒の育成・いじめを予防、対処できる教育の実施—

- ・多様性を受容し、相手の気持ちになって考えることができる、他人の気持ちが分かる児童生徒の育成
- ・いじめはどこでも起こるものとして、予防・対処できる教育の実施、自身も仲裁者になることができる力の育成
- ・深刻ないじめ等が発生した場合に、被害者に寄り添った丁寧かつ適切な対応ができる体制の整備

令和6年度の重点取組

- ・いじめや体罰対応等、弁護士という専門的な立場から助言を得て適切に対応できるように、スクールロイヤーを設置します

のびよ尼っ子健全育成事業 (いじめ防止生徒指導担当)

学校・家庭・地域の協働と関係機関との連携を通して、児童生徒の健全育成を図り、安全安心で快適な環境づくりを推進します。市内全体を対象とした生徒指導推進協議会を組織し、地域に根ざした生徒指導の推進を図ります。

- 補導・巡回活動等
- 地域、諸団体との連携
- フォーラム等の諸行事
- 啓発・広報活動等

学校支援専門家派遣事業 (いじめ防止生徒指導担当)

学校において抱える児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などにおける対応が困難かつ緊急性が高い場合に、早期に解決を図ることを目的として、専門的視点から支援を行うアドバイザーを派遣します。

情報モラル向上支援事業 (いじめ防止生徒指導担当)

ネットいじめ等の防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図るとともに、児童生徒による主体的なネットルール作りの導入を進めます。市立小中高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施します。また、校種の枠をこえて、児童生徒が話し合う、スマホサミットを開催します。



スクールロイヤーの設置 (いじめ防止生徒指導担当)

スクールロイヤーを設置することで、いじめ問題等に対する学校の対応や子どもへの支援について、適切な指導や助言を行うとともに、学校や教育委員会の代理人として、外部との折衝や説明会・面談の場で法的な知見をもって説明や交渉を行う相談業務や、学校や教育委員会職員に対するいじめ体罰、児童虐待や生徒指導等に関する研修を行います。

こころの教育推進事業 (学校教育課)

小・中学生が大切な生命を担ったかけがえのない存在として自他を捉え、法やさまりの意義を理解し、遵守するように、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成等、「人権教育の推進」に重点を置いた「児童生徒に向けた講演会」「保護者・地域に向けた講演会」「道徳の授業または人権教育に係る校内研修」「『道徳の時間』の公開授業」を実施します。



講演会の様子

(5) 不登校対策

－児童生徒一人ひとりに寄り添った教育－

- ・不登校にならないようにするための学校づくり、不登校児童生徒の学校外の居場所、学習環境の確保や保護者への支援、子どもの育ち支援センターとの連携などによる支援
- ・児童生徒の抱える困難に応じた支援策の実施



令和6年度の重点取組

- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、多様性を認める学びの場を整備するため、新たな組織において柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進めます
- ・不登校には至らないものの、不登校傾向にある児童生徒も多く存在するため、未然防止（発達支持）の視点から、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場所として『校内サポートルーム・エリア』を整備します
- ・支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防のため、学校などの教育現場を基盤に関係機関と連携し、子どもの思いに寄り添い福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーを増員します

学びの多様化学校設置準備事業（こども教育支援課）

不登校対策・支援の一つとして、『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進めます。また、同校を不登校対策・支援のフラッグシップ校と位置付け、そこでの取組・成果を学校現場などに展開し、効果的な支援方法や多様な学びなどを実践していくことで、個に寄り添った児童生徒への支援充実と教育の多様化を推進します。

不登校対策事業（こども教育支援課）

不登校やひきこもり傾向及び教育支援室に通級している児童生徒の自主性や社会性の伸長を援助するために、大学生や社会人をボランティアとしてその家庭等に派遣します。また、不登校児童生徒や発達特性のある児童生徒への理解を深めるための教員向け研修を行います。さらに行政と民間の連携による不登校支援の推進を図るため、不登校支援団体ネットワーク会議を開催します。

令和6年度には、教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場所として、これまでの校内支援室の環境からより多様性に対応できる環境となるよう、『校内サポートルーム・エリア』の整備を進めます。



ハートフルフレンド研修の様子



不登校支援団体ネットワーク会議の様子

教育支援室運営事業（こども教育支援課）

不登校児童生徒の教育の機会の確保と社会的自立に向けた支援を目的とし、学校以外の学びの場と居場所づくりを進めます。

そのために、教育支援室「ほっとすてっぷ EAST」と「ほっとすてっぷ WEST」、「ほっとすてっぷ SOUTH」を設置するとともに、教育支援室における ICT 活用のため、教育支援室「ほっとすてっぷオンライン」を整備し、不登校児童生徒の支援体制を強化します。

また、不登校の子をもつ親のつどいを実施し、不登校児童生徒だけでなくその保護者へのサポートにも取り組みます。



心の教育相談事業（こども教育支援課、高校教育課）



いじめや不登校をはじめ、複雑化・多様化する子どもたちの悩みの解決を支援するため、個に応じた教育相談を実施するとともに、支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防のため、学校などの教育現場を基盤に関係機関と連携し、子どもの思いに寄り添い福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーを令和6年度から8年度にかけて増員し、各中学校区に1名を配置します（計17名）。

また、市立中学校・市立高等学校の生徒にとって身近な SNS を活用した匿名報告アプリを利用し、様々な問題や悩み事について、教育委員会に匿名で報告できる環境を構築することで、教育委員会、学校、関係機関等で情報共有して早期に適切な対応につないでいきます。

(6) 特別支援教育

ーインクルーシブ教育システムの展開ー

- ・様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる特別支援教育の実現
- ・合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備に取り組み、児童生徒の実態に応じて、多様な学びの場で適切な教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育システムを展開

令和6年度の重点取組

- ・特別支援教育の基礎となる環境を整備するため、要配慮児童生徒が在籍及び進学予定の学校のバリアフリー化（エレベーターの設置）を進めます



特別支援教育推進関係事業（特別支援教育担当）



きょうちくとう運動会の様子
(中学校 特別支援学級)

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりに学習面や生活面の支援を行うために特別支援教育支援員を、生活介助が必要な児童生徒が安心・安全に学校生活を送るために生活介助員を配置します。

また、特別支援ボランティア等を配置し、学習面や行動面の支援を行います。

「医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、看護師等を配置又は派遣し、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒が、健康で安全な学校生活を送るために必要な体制を整備します。

支援の必要な幼児児童生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加できるよう指導支援するとともに、交流及び共同学習を積極的に取り入れ、誰もが多様性を理解し、尊重し、支えあう共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指します。

特別支援学校関係事業（特別支援教育担当）

市立特別支援学校に在籍する児童生徒の安心・安全な登下校のためにスクールバスの運行及び介護タクシーを使用します。また、登下校及び学校教育活動中において医療行為が必要な幼児児童生徒の安全を確保するために、看護師等を配置又は派遣します。

中学校バリアフリー化推進事業（特別支援教育担当）

特別支援教育の基礎となる環境を整備するため、要配慮児童生徒が在籍及び進学予定の学校のバリアフリー化（エレベーターの設置）を進めます。（R6：設計（中学校2校）、R7：設置工事（中学校2校））

(7) 教育環境の整備

—未来社会を生きるための教育環境の実現—

- ・全市的な公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた、学校園施設の適切な維持管理の推進
- ・各学校園が児童生徒や地域のニーズに応じて、教育環境を整えることができる環境づくり
- ・積極的なICTの活用など、未来社会を生きるための資質や能力が身に付けられる環境の実現

令和6年度の重点取組

- ・物価高騰により食材費が上昇し、学校給食費においても増額が必要となるが、保護者の負担軽減を図るため、物価高騰相当分を公費で負担します

教育ICT環境整備事業（学校ICT推進課・高校教育課）

教育ICT環境の一層の充実と適正化を図るため、児童生徒及び教職員のICTを活用した学習基盤を整備します。また、BYODを活用した市立高等学校における1人1台の生徒用コンピュータ環境整備を段階的に図っていきます。

療養児等学習支援事業（学校ICT推進課）

病気療養等で学校に通学できない児童生徒に対して、遠隔地からリモート操作できるタブレットスタンドを準備し、自宅や病院から疑似的に授業に参加する環境を準備することで、教育の機会均等を確保します。

小学校給食関係事業（学校給食課）

給食を生きた教材として活用し、望ましい食習慣の確立や食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであること、食生活が食にかかわる人によって支えられていることの理解を深めるなどを目的に、食育の推進を図っていきます。

小学校・特別支援学校では、衛生管理を徹底し、単独調理方式（自校方式）により給食を提供します。



市内産米、田能の里芋を使用した献立

中学校給食関係事業（学校給食センター担当）

中学校給食は、成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた給食を提供することにより、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに給食を生きた教材として活用しながら食育の推進に取り組み、食に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることを目指します。

調理方式については、市立中学校の給食を学校給食センターで一括調理し、各校に配送する共同調理場方式で実施します。



学校給食の食材費高騰への支援（学校給食課）

児童生徒の成長に必要な栄養バランスのとれた給食の提供を維持するとともに、保護者の負担軽減を図るため、学校給食費における物価高騰相当分を公費で負担します。

学校安全関係事業（保健体育課）



防犯機器の写真

カメラ付きインターホン、遠隔操作式施錠装置、防犯カメラ、門扉テンキー解除装置、安全管理員などを活用し、安全環境の最適化を図るとともに、自動体外式除細動器（AED）を設置し、万が一の事故にも備えます。

各種施設整備事業（施設課・設備整備担当）

施設設備の経年劣化その他の実態に応じて、外壁や防水、設備等の改修を実施するとともに、学校施設の照明LED化に取り組めます。

また、トイレの洋便器化や自動水洗化等の改修を行い、清潔で明るいトイレの整備に取り組めます。（清和小、武庫北小、武庫中、武庫東中、園田東中、市尼高）

さらに、学校施設マネジメント計画（実施計画）に基づく、下坂部小学校の建替等整備事業に係る発注者支援業務等を実施します。



竹谷小学校の写真

(8) 教員の育成・勤務環境の整備

－児童生徒と向き合える環境の整備－

- ・教員一人ひとりのキャリアプランを踏まえた幅広い研修体系の構築による計画的な人材育成、バランスの取れた人事配置の実施
- ・教員が児童生徒と向き合う業務に一層注力することができる環境の整備

令和6年度の重点取組

- ・全ての市立中学校・高等学校の定期試験等の採点業務において、デジタル採点システムを活用し、教職員の業務の効率化及び負担軽減を図るとともに、採点結果の分析機能等を活用し、生徒の学習上のつまずきを解消し、教員の指導力向上につなげます
- ・昨年度に引き続き、市立中学校への部活動指導員を増員し、指導体制の充実と教員の負担軽減を図るとともに、地域移行に向けた指導者の確保につなげます

教職員研修事業（学び支援課）

教職員の資質や指導力を高めるため研修体系に基づいた幅広い研修を実施するとともに、教職員の自主的な研究を推進します。



デジタル採点システム活用事業（学び支援課）

全ての市立中学校・高等学校においてデジタル採点システムを導入し、教育活動に関する様々な業務と並行して行っている採点業務の効率化及び負担軽減を図ります。また、システムの分析機能を活用して、生徒一人ひとりの学習上のつまずきを把握することで、それぞれの習熟度にあった課題の出題など、個々に寄り添った教育に取り組みます。

未来の学び研究事業（学校 ICT 推進課）

社会の変化に伴う新しい教育課題に対する先進的な研究を行い、教職員の指導力向上を図ることにより、児童生徒の知識の理解の質を高め確かな学力の育成を目指します。

(9) 学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

－学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくり－

- ・地域学校協働活動をきっかけとした、学びの活動の輪が広がり、循環する仕組みづくりの推進
- ・生涯学習プラザなどと連携し、市民それぞれに適した学びを通じた、人づくり、つながりづくり、地域づくりの推進
- ・「地域とともにある学校づくり」をめざし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の全市展開に向けた取組の推進

令和6年度の重点取組

- ・学校と地域との連携・協働をさらに推進し「地域とともにある学校づくり」を実現するため、継続して全市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において「コミュニティ・スクール」の導入校を順次拡大するとともに、全市立小学校に配置している地域学校協働活動推進員をコミュニティ・スクールの導入に合わせて、順次、市立中学校、高等学校及び特別支援学校においても配置します。

多文化共生支援員派遣事業（学校教育課）

日本語支援を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、学校・園の教育活動を支援します。

学社連携推進事業（社会教育課・学び支援課）

地域学校協働活動を推進するため、地域の豊かな社会資源を活用し、子どもたちの地域社会の中での様々な体験や学校の求めと地域力をマッチングし、より効果的な支援が行われるよう調整するコーディネーターを全市立小学校に配置するとともに、市立中学校、市立高等学校、市立特別支援学校に順次、配置します。また、市立学校に順次、設置する学校運営協議会との一体的推進を図ります。

さらに、学校図書ボランティアの育成と資質の向上を図る研修会等を実施するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒をサポートする特別支援ボランティアを養成する講座を実施します。



地域と学校の連携・協働活動の様子

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進事業（社会教育課・学校教育課）

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化するなか、市立学校に学校運営協議会を設置し、地域住民等が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」の仕組みを導入することにより、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

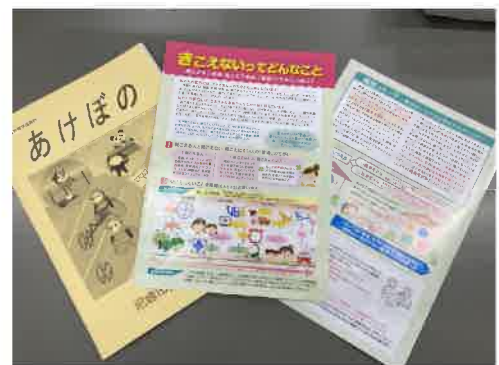


学校運営協議会の様子

人権啓発活動事業（社会教育課）

基本的人権が尊重される地域社会の形成に向け、人権啓発資料を作成・配布するとともに、学習会・講演を実施し、市民の意識の高揚を図ります。

- 市民啓発活動事業
- 学習資料の発行事業
- 人権週間のつどい事業
- PTAや自主グループによる人権教育小集団学習事業
- 人権教育巡回啓発講座事業
- じんけん学習サポート事業
- 人権・同和教育振興事業



人権啓発資料の発行

人権啓発リーダー育成事業（社会教育課）

市民の人権学習に際し、助言するリーダーを育成することにより、市民の学習の促進と充実を図ります。



人権啓発推進リーダー研修の様子

- 人権啓発オピニオンリーダー設置事業
- 人権啓発オピニオンリーダー研修事業
- 人権教育指導者派遣事業
- 人権啓発推進リーダー設置事業

青少年健全育成啓発事業（社会教育課）

青少年の非行化の防止及び健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題としてとらえ、その防止に取り組むよう、あらゆる機会・場を通じて積極的に啓発し、市民意識の高揚を図ります。

少年補導活動事業（社会教育課）

青少年を有害な環境から守るため、少年補導委員による補導活動等を実施するとともに、地域や学校、警察等の関係機関・団体との連携を行うことにより、青少年の健全育成と非行化の未然防止を図ります。

(10) 文化・教養・スポーツ施設を活用した教育の提供

ー地域の歴史、読書、スポーツに親しむ機会の提供ー

- ・まちの魅力向上やシビックプライドの醸成、学ぶ機会の創出、生涯を通して学び、スポーツに親しめる環境づくり

令和6年度の重点取組

- ・旧尼崎紡績本社事務所の敷地を市民等の利用に供するよう整備し、敷地を活用したゆとりと賑わいの創出を図るとともに、建物の歴史的・文化的価値を内外にPRします
- ・各地区生涯学習プラザ等の図書室において、指定管理者やボランティアと連携し、親子向けの読み聞かせや図書関連講座の実施、季節に応じた特集展示等を行い、読書を通じた学びの機会の充実を図ります
- ・大井戸公園での北図書館と貸館機能を融合した新図書館の整備に向けて検討を進め、地域住民に親しまれる学びと交流、魅力発信の拠点づくりに取り組みます
- ・尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針1：再編）に基づき、武庫健康ふれあい体育館の建設に引き続き、老朽化が著しい大庄体育館及び老人福祉センター千代木園の機能を統合した新体育館を整備します



文化財保護啓発事業（歴史博物館）

遺跡の発掘調査を実施するとともに、文化財の保護・啓発に努めます。

また、令和5年3月に取得した旧尼崎紡績本社事務所の敷地について、市民等の利用に供するよう整備し、建物の外観を生かした活用を展開するとともに、保存活用に向けた機運の醸成に取り組みます。



歴史博物館資料保存事業（歴史博物館）

歴史資料を地域資産として保存・活用するため、資料の購入を行います。

歴史博物館展示事業（歴史博物館）

歴史博物館が所蔵する資料等を活用した企画展や、尼崎市の歴史や文化財に関わるテーマで、他都市博物館等から借用した文化財・歴史資料も活用した特別展を開催します。



第3回特別展「尼崎市指定文化財の精華」



第8回企画展「尼崎を駆け抜けた戦国武将」
ギャラリートーク

歴史博物館教育普及事業（歴史博物館）

地域の歴史に関わる各種体験学習活動を市民と協働で実施するなど、教育普及事業を行います。



体験学習室オープンデー

文化財保存活用地域計画策定事業（歴史博物館）

文化財保護法に規定された市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画である文化財保存活用地域計画の策定を進めています。

あまがさきアーカイブズ推進事業（歴史博物館）



レファレンス（相談業務）風景

古文書・近現代文書、写真・地図などの地域史料を収集・保存し、市民・研究者に公開するなど活用を図るとともに、紀要「地域史研究」を発行します。

歴史的公文書等管理・公開事業（歴史博物館）

歴史資料として重要な公文書（歴史的公文書）を選別・保存し、閲覧利用に供していきます。



歴史的公文書



歴史的公文書の閲覧風景

MLA 連携推進事業（歴史博物館）

博物館（M）・図書館（L）・公文書館（A）の連携を推進し、市民の学びを支える環境を整備するため、歴史資料を電子化し、これをウェブ公開していくためのデジタルアーカイブを運用していきます。

田能資料館展示事業（歴史博物館）

田能資料館が所蔵する資料を活用して、田能遺跡や弥生文化などをテーマとした企画展を開催します。



田能資料館屋外展示



復元高床倉庫（2022年完成）



企画展

田能資料館教育普及事業（歴史博物館）

古代の生活などを体験する各種体験学習事業を市民ボランティアと共同で実施するなど、教育普及事業を行います。



石の鏝（やじり）をつくって飛ばそう



銅鏡をつくろう



弥生土器をつくろう

図書等購入事業（中央図書館）

図書館運営のために必要な図書、AV資料、逐次刊行物等を購入します。また、令和3年度から電子書籍を導入し、非来館型サービスの拡充、また、障害のある人を含む様々な利用者の利便性向上を図ることで、市民の読書活動を推進します。



図書館行事事業（中央図書館）



市民の読書意欲の向上や、子どもたちの読書への動機付けを図るための各種行事を実施します。

また、令和6年度から各地区生涯学習プラザ等の指定管理者と連携して、親子向けの読み聞かせや図書関連講座の実施、季節に応じた特集展示等を行うことで、「誰でも、どこでも」図書に親しめる読書推進事業の展開と、幼少期からの読書機会の創出と子育て支援につながる事業の展開を図ります。

図書館サービス網関係事業（中央図書館）

市民の学習活動を支援するため、中央図書館・北図書館、（中央北・中央南・小田北・大庄南・立花北・武庫東・園田西）生涯学習プラザ、ユース交流センターの計10施設を結ぶ図書情報オンラインシステムにより、どこでも図書の貸出・返却が行え、また、インターネットを利用した蔵書検索なども行えるサービスを提供します。



学校開放事業（スポーツ推進課）



学校開放の様子

身近なスポーツ活動の場として、市立学校のスポーツ施設を開放し、地域スポーツの振興を図ります。

地区体育館等指定管理者管理運営事業（スポーツ推進課）

屋内プールや地区体育館の指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団が、これらの施設を管理するとともに、健康づくり教室やスポーツプラザ（地区体育館の一般開放）などを開催し、市民の健康づくり、体力づくりを図ります。



健康づくり教室の様子

健康ふれあい体育館整備事業（スポーツ推進課）

尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針1：再編）に基づき、老朽化が著しい大庄体育館及び老人福祉センター千代木園の機能を統合した施設の整備を進めます。

立花体育館予防保全事業（スポーツ推進課）

尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針2：予防保全）に基づき、予防保全による施設の長寿命化に向け、立花体育館の改修を行います。



立花体育館

6 指定・登録文化財一覧

国指定文化財< 9 件 >

※個人所蔵は除く

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

木造日隆上人坐像	開明町 3-13(本興寺)
本興寺開山堂	開明町 3-13(本興寺)
本興寺三光堂	開明町 3-13(本興寺)
太刀 <small>(鎌恒次)</small>	開明町 3-13(本興寺)
太刀 <small>(鎌守家)</small>	西本町北通 3-93(尼信文化基金)
近松門左衛門墓	久々知 1-3-27(広濟寺)
田能遺跡	田能 6-5-1(尼崎市)
本興寺方丈	開明町 3-13(本興寺)
長遠寺本堂・多宝塔	寺町 10(長遠寺)

県指定文化財< 1 0 件 >

長遠寺 鐘楼・客殿・庫裡	寺町 10(長遠寺)
大覚寺文書	寺町 9(大覚寺)
富松神社本殿	富松町 2-23-1(富松神社)
石造十三重塔	武庫元町 2-9-2(須佐男神社)
木造阿彌陀如来坐像	戸ノ内町 2-4-11(治田寺)
田能遺跡出土の遺物 <small>(銅剣群型片・白磁製鉢・碧玉製管玉)</small>	田能 6-5-1(尼崎市教育委員会)
摂津瀧河辺郡猪名所地図	東七松町 1-23-1(尼崎市)
天満神社本殿	長洲本通 3-5-1(天満神社)
本興寺鐘楼	開明町 3-13(本興寺)
旧小阪家住宅	扇町 3-3-4(兵庫県)

市指定文化財< 5 5 件 >

如来院石造笠塔婆	寺町 11(如来院)
絹本着色涅槃図	寺町 10(長遠寺)
髹口・雲版	寺町 10(長遠寺)
銅鐘	寺町 11(如来院)
御園古墳石棺	塚口本町 8-1-24(尼崎市)
流水文銅鐸	開明町 3-13(本興寺)
三光堂向唐門	開明町 3-13(本興寺)
本興寺文書	開明町 3-13(本興寺)
水堂古墳出土品	南城内 10-2(尼崎市)
長遠寺文書	寺町 10(長遠寺)
紙本着色浄光寺縁起図	常光寺 3-5-1(浄光寺)
十一面観音菩薩立像	戸ノ内町 2-4-11(治田寺)
尼崎城下風景図	南城内 10-2(尼崎市)
伊佐具神社社号標石	上坂部 3-25-18(伊佐具神社)
素盞鳴神社 おかげ踊り図絵馬	南武庫之荘 8-15-12(素盞鳴神社)
海北友松筆押絵貼屏風	開明町 3-13(本興寺)
重層素文鏡	南城内 10-2(尼崎市)
本興寺笠塔婆	開明町 3-13(本興寺)
豊臣秀吉木像菊桐紋蒔絵厨子 桑山重晴木像黒漆厨子	大島 3-17-3(宝樹院)
杭瀬庄雑掌申状案	南城内 10-2(尼崎市)
紙本着色日蓮大聖人註画讀	寺町 10(長遠寺)
浅葱糸威二枚胴具足	南城内 116-11(桜井神社) 西本町北通 3-93(尼信文化基金)
毘沙門天立像	武庫之荘 7-27-20(白衣観音寺)
長洲天満神社絵馬	南城内 10-2(尼崎市)
大覚寺弁財天堂	寺町 9(大覚寺)

八幡神社本殿	東灘波町 3-6-15(八幡神社)
如来院本堂・表門	寺町 11(如来院)
吉備彦神社本殿	金楽寺町 2-17-1(吉備彦神社)
普通寺本堂	寺町 3(普通寺)
絹本着色額如上人画像	西立花町 2-17-8(光輪寺)
東大寺領荘園文書	南城内 10-2(尼崎市)
石造宝篋印塔	水堂町 1-24-27(常春寺)
刀 銘摂州尼崎住藤原国幸	南城内 10-2(尼崎市)
板碑 阿彌陀坐像板碑・地藏立像板碑	大庄北 2-7-1(東光寺)
銀拾刃札版木	南城内 10-2(尼崎市)
日蓮書状 <small>(乙御前母御書)</small>	寺町 10(長遠寺)
日蓮筆曼荼羅本尊	寺町 10(長遠寺)
新曲図扇面	南城内 10-2(尼崎市)
守部観音堂再興関係資料 <small>(聖観音菩薩立像及び家内納入文書断簡 絹本着色十一面観音菩薩像 棟札(寛宝 8 年 5 月 17 日納) 髹口(寛宝 8 年 5 月吉日納) 智賢菩薩立像及び厨子)</small>	南武庫之荘 8-15-8 (守部素盞鳴神社氏子会・守部福祉協 会・守部素盞鳴神社・来迎寺)
天龍寺関係文書	南城内 10-2(尼崎市)
木造達磨大師坐像	浜田町 1-7(興禅寺)
寺岡家文書	南城内 10-2(個人)
豊臣秀吉朱印状 <small>(建部陣得軒地名残)</small>	南城内 10-2(尼崎市)
足利義詮書状	南城内 10-2(尼崎市)
豊臣秀次朱印状	南城内 10-2(尼崎市)
絹本着色額如上人画像	大物町 1-17-36(西教寺)
東園田遺跡出土 イイダコ壺	南城内 10-2(尼崎市)
尼崎城堀浚願図	南城内 10-2(尼崎市)
安永七年尼崎城石垣修補願図	南城内 10-2(尼崎市)
東園田遺跡出土 玉杖形木製品	南城内 10-2(尼崎市)
足利義教御判御教書	南城内 10-2(尼崎市)
武庫庄遺跡出土 大型掘立柱建物柱根	南城内 10-2(尼崎市)
豊臣秀吉朱印状 <small>(堀田三左衛門陣羽)</small>	南城内 10-2(尼崎市)
寛文十年(尼崎城)下絵図	南城内 10-2(個人)
延宝頃尼崎城下絵図	西本町 6-246(貴布禰神社)

国登録文化財< 5 4 件 >

東洋精機株式会社 本館事務所	長洲本通 1-14-37(東洋精機株式会社)
尼崎市立大庄公民館 (旧大庄村役場)	大庄西町 3-6-14(尼崎市)
尼崎市役所開明庁舎 (旧開明町常小學校校舎)	開明町 2-1-1(尼崎市)
田近家住宅主屋等 5 棟	西昆陽 3-350(個人)
森松家住宅主屋等 12 棟	武庫之荘東 1-105 他(個人)
芦田家住宅主屋等 3 棟	食満 3-492(個人)
本田家住宅主屋等 3 棟	西本町 2(個人)
田中家住宅主屋等 4 棟	戸ノ内町 3-91(個人)
上原家住宅主屋等 6 棟	長洲本通 3-60(個人)
小西家住宅主屋等 6 棟	七松町 2-249(個人)
島中家住宅主屋等 6 棟	大庄北 2-126(個人)
廣田家住宅主屋等 6 棟	上坂部 2-162(個人)

7 教育委員会の仕組みと仕事

教育委員会の仕組み

教育委員会は、教育の政治的中立性と教育行政の安定性を確保するため、市長から独立して設置されている合議制の機関で、教育長と4人の教育委員で構成されています。尼崎市では、原則として毎月第4月曜日に定例会を、必要に応じて臨時会を開催し、教育行政の基本方針や重要施策などを決定しています。

教育長は、教育委員会の会議を主宰するほか、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督しています。

教育委員会	
教育長	白畑 優
教育委員	徳山 育弘 (弁護士)
	太田垣 亘世 (宮司)
	中平 了悟 (住職)
	正岡 康子 (元高校教諭)

教育委員会の仕事

- 1 学校の授業の研究・指導、生徒指導・進路指導、教師に対する指導など
- 2 学校などの教育施設の設置・管理・廃止など
- 3 教育委員会事務局・学校などの職員の人事など
- 4 生涯学習の情報や機会の提供、図書館の事業の企画・運営、文化財の保護など
- 5 スポーツ事業の実施、スポーツ施設の運営指導など

教育委員会事務局組織

事務局		教育機関
管理部	企画管理課、職員課	教育総合センター、歴史博物館、 歴史博物館田能資料館、中央図書館、 学校給食センター
施設担当	施設課、設備整備担当	
学校教育部	学事企画課、学校教育課、いじめ防止生徒指導担当、 特別支援教育担当、就学前教育課、高校教育課、 保健体育課、学校給食課、学校給食センター担当	
教育総合センター	学び支援課、学校ICT推進課、こども教育支援課、 学びの多様化学校設置準備担当	
社会教育部	社会教育課、スポーツ推進課、歴史博物館、中央図書館	

8 市予算と教育費

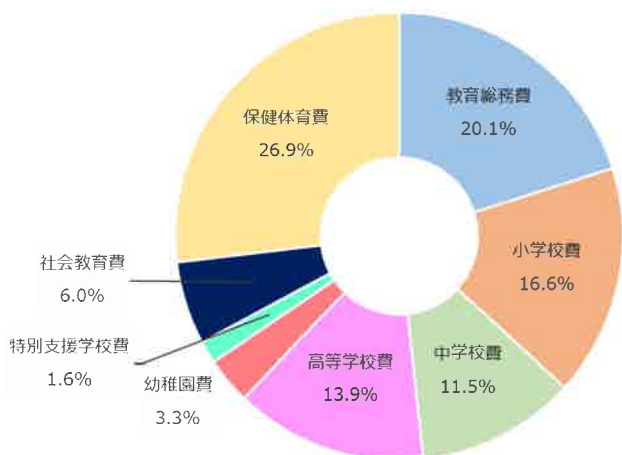
(単位：億円、%)

	令和6年度		令和5年度		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
議会費	8	0.4	8	0.4	0	99.7
総務費	179	7.8	165	7.8	14	108.8
民生費	1,184	51.6	1,112	52.9	72	106.5
衛生費	181	7.9	158	7.5	23	114.6
労働費	2	0.1	2	0.1	0	99.5
農林水産業費	2	0.1	1	0.1	0	117.8
商工費	43	1.9	24	1.2	19	176.5
土木費	190	8.3	157	7.5	32	120.5
消防費	60	2.6	52	2.5	8	115.9
教育費	209	9.1	181	8.6	29	115.9
災害復旧費	0	0.0	0	0.0	-	100.0
公債費	233	10.2	237	11.3	▲4	98.5
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	97.4
予備費	1	0.0	2	0.1	▲1	50.0
合計	2,292	100.0	2,099	100.0	193	109.2

※上記表の教育費には教育委員会所管分以外も含む。

令和6年度 教育委員会所管分の教育費【当初予算】181億5,320万円

(単位：千円)



項別	令和6年度 当初予算	前年度比
教育総務費	3,651,797	124,814
小学校費	3,021,846	1,056,545
中学校費	2,091,334	1,192,625
高等学校費	2,524,710	272,419
幼稚園費	602,537	▲396
特別支援学校費	295,854	10,586
社会教育費	1,086,546	213,197
保健体育費	4,878,576	▲86,196
合計	18,153,200	2,783,594

9 市内学校の概要

令和5年5月1日現在

区分	幼稚園	小学校	中学校 (分校)	特別支援 学校	高等学校	計
学校(園)数	9	41	17 (1)	1	3	71 (1)
児童・生徒・幼児数	380	20,052	9,491 (34)	67	2,190	32,180 (34)
学級数	27	795	311 (3)	27	66	1,226 (3)

相 談 窓 口 等

《こども教育支援課》 あまがさき・ひと咲きプラザ内子どもの育ち支援センター（いくしあ）2階

4歳から18歳までの子どもに関する教育相談（相談は無料）に応じています。

本人や家族の方、幼稚園・学校の先生など、子どもに関わりのある方ならどなたでも相談できます。

- ・面接相談 TEL 06-6430-9989 ※子どもの育ち支援センター（いくしあ）総合相談で対応
- ・電話相談 TEL 06-6430-9989

〈受付時間〉月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）

《ひょうごっ子悩み相談センター》フリーダイヤル 0120-0-78310（通話料無料）

いじめや不登校など、児童生徒の悩みや子どもの教育に関する悩みについて、相談に応じています。

- ・面接相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）
相談場所 同センター相談室（加東市山国2006-107 県立教育研修所本館1階）
※予約制（1回の面接は1時間程度、申込順に相談日時を決定）
- ・電話相談 24時間

《ひょうごっ子 SNS 悩み相談》 TEL 0120-0-78310（通話料無料）

児童生徒のための SNS を使った相談窓口で、チャット形式の相談ができます。また、学校への連絡窓口として預かった情報を学校へ届けることもできます。

- ・Web サイト <https://pref-hyogo.school-sign.jp/>（ページ右下のアイコンをクリックしてください）
- SNS 相談 午後5時～午後9時（新しい相談は午後8時30分まで）
- 学校への連絡窓口 24時間

《24時間子供 SOS ダイヤル》 TEL 0120-0-78310^{なやみいおう}（全国共通・通話料無料）

いじめやその他の子どもの SOS 全般に悩む子どもや保護者などの相談に、夜間・休日を含む年中無休・24時間体制で対応します。※文部科学省により設置

《ひょうごっ子悩み相談センター阪神教育事務所分室》 TEL 0798-23-2120

電話相談と面接相談 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）

《ひょうご学習障害相談室》 TEL 0795-42-0140

「困っていること」「気になること」について、専門家が一緒に工夫や手立てを考えます。

- ・相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）
- ・相談場所 県立特別支援教育センター（加東市山国2006-107）

《子ども多文化共生センター》 TEL 0797-35-4537/FAX 0797-35-4538

帰国・外国人児童生徒などに関する教育相談を行っています。

- ・Web サイト <https://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/>
- ・相談日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）
- ・相談場所 子ども多文化共生センター（芦屋市新浜町1-2 県立国際高等学校内）

《尼崎少年サポートセンター》 あまがさき・ひと咲きプラザ内ひと咲きタワー5階

TEL 06-6493-2780

非行・交友など少年の悩み、困りごとに、電話や面接で、警察官、少年補導職員が専門的な立場から相談に応じます。

- ・受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（国民の祝日・休日と12月29日～1月3日は休み）

尼崎市教育委員会

尼崎市三反田町1丁目1番1号

TEL (06)4950-5654

FAX (06)4950-5658